

平成29年 春の全国交通安全運動

～運動の目的～

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

～スローガン～

京の道 無事故の桜 咲き誇る

～実施期間～

平成29年4月6日(木)～4月15日(土)までの10日間

『交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(月)』

『子どもの交通事故防止推進日 4月10日(月)』

～運動重点～

- ◇ 運動の基本 **子どもと高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～**
 - ◆ 歩行者・自転車乗用中の交通事故防止
(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)
 - ◆ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ◆ 飲酒運転の根絶
 - ◆ 歩行中・運転中のスマホ等使用の根絶
 - ◆ 二輪車の事故防止

(京都府交通対策協議会発行)

「平成29年 春の全国交通安全運動京都府実施要綱」抜粋)